

令和7年4月1日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等の届出について

令和6年報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止に伴い、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の添付書類（体制届に添付する「体制等状況一覧表」等）の様式について改訂が予定されています。

このため、本市が所管する介護保険事業所について、令和7年4月1日を適用開始年月日とする報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、本市独自の取扱いとして令和7年4月15日（火）とします。

体制届については、今後国が示す新様式により提出してください。新様式が決まり次第、市ホームページ（以下参照）に掲載しますので、ご対応をお願いします。

【地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業所向けページ（市ホームページ）】

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/2330.html>

「様式集」の項目内「加算関係様式」をダウンロードしてください。

【総合事業の事業所向けページ、指定申請、変更届、加算、サービスコード表（市ホームページ）】

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/11835.html>

「提出書類・様式」の項目中「加算関係様式」をダウンロードしてください。

■ 令和7年4月1日を適用開始年月日とする場合の体制届等の提出期限

令和7年4月15日（火）

※経過措置終了の事項に限らず、全ての事項の体制届を対象とする

■ 令和6年報酬改定における経過措置の終了事項（市指定サービス）

サービス種類等	変更点	留意事項
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・総合事業（訪問型サービス独自、独自／定率）	「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	・業務継続計画を未策定の事業所は「1：減算型」として体制届を必ず提出のこと。 ・届出がない場合は「2：基準型」とみなす。※市独自の取扱い ・届出のない事業所で業務継続計画未策定が確認された場合は、令和7年4月に遡って介護報酬の返還を指導する。

サービス種類等	変更点	留意事項
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (短期利用型) ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	「身体拘束廃止取組の有無」 「１：減算型」 「２：基準型」 を新設	・身体的拘束等の適正化に係る措置を講じていない事業所は「１：減算型」として体制届を必ず提出のこと。 ・届出がない場合は「２：基準型」とみなす。※市独自の取扱い ・届出のない事業所で必要な措置を講じていないことが確認された場合は、事実が生じた月から３月以降に改善計画に基づく改善が認められた月まで減算を指導する。
介護職員等処遇改善加算算定可能サービス	介護職員等処遇改善加算 「加算Ⅴ（１）」～ 「加算Ⅴ（１４）」 を廃止	・既存届出が今回廃止対象の加算区分で新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 ・加算１～加算Ⅳの要件に即した処遇改善計画書及び体制等の届出を行うこと。

■ 特例の対象となる体制届等

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制届別紙１）
- ・各種加算届出書等の添付書類
- ・令和７年度処遇改善計画書

■ 届出に係る留意事項

- ・市に届出している報酬体制を変更する場合は、届出が必要となります。
- ・加算等の内容に変更がない場合は、届出の必要がありません。